

滞在先での不在者投票のしかた

<その前に>

上富良野町から他の市区町村に住所を移された方は、投票することができません。

1 不在者投票に必要な書類の作成

あなた（選挙人）が上富良野町選挙管理委員会から『宣誓書・請求書』を取り寄せて、必要事項を記入することから手続きが開始されます。

※上富良野町行政ホームページにも掲載しています。

< <http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/> >

※送付先はできるだけ詳しく記入してください。

< 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇駐屯地〇〇教育〇〇宿舍（様方）など >

2 不在者投票用紙等の請求

あなたが書いた『宣誓書・請求書』を上富良野町選挙管理委員会へ送付してください。

（封筒に赤字で『選挙事務』と記載すると早く届きます。）

※『入場券』がある場合は、その『入場券』も同封してください。

○送付先 〒071-0596 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町選挙管理委員会 宛

3 不在者投票用紙等の交付

『宣誓書・請求書』に記載された『送付先』へ、投票用紙等が郵送されます。

在中のビニール封筒は絶対に開封しないでください。

4 不在者投票所での投票

あなたが転入・滞在先の不在者投票所(市区役所・役場内)【8:30 から 20:00 の間】へ、『上記の投票用紙等の入った封筒』をそのまま持参します。

あなたが本人であることを不在者投票所の係員が確認し、係員の指示により投票を行います。

これであなたの不在者投票の手続き・投票が終了します。

5 不在者投票の送致

あなたが不在者投票を行った場所の選挙管理委員会が、上富良野町選挙管理委員会へ投票用紙を郵送し、投票日に投票所の投票箱に投函されます。

〒071-0596
北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
上富良野町選挙管理委員会 (Tel 0167-45-6400)